

令和4年度第18号議案

令和4年度第4回

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件名：「住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対する電力・ガス食料品等価格高騰緊急支援給付金事業に係る外部委託及び外部提供について」

主管課：福祉部福祉推進課

〈添付資料〉

- (1) 諮問書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p. 1
- (2) 諮問依頼書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p. 2～p. 8

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会
会 長 村 島 章 恵 殿

江戸川区長 齊 藤 猛

江戸川区個人情報保護条例の規定による諮問について（諮問）

江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項及び第 13 条第 2 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

1 諮問事項

住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対する電力・ガス食料品等価格高騰緊急支援給付金事業に係る外部委託及び外部提供について

2 諮問理由

住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対する電力・ガス食料品等価格高騰緊急支援給付金事業を実施するに当たり、対象者の抽出、申請書の送付等、支給に係る業務には、電子計算組織で個人情報を取り扱う業務の処理が含まれ、当該業務を民間事業者に委託することが江戸川区個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 14 条第 3 項に規定する外部委託に該当し、施設等入所者の個人情報を施設所在市区町村及び入所施設等に送付することが、条例第 13 条第 2 項第 4 号に規定する外部提供に該当するため

3 諮問関係資料

別紙諮問依頼書（写）のとおり

4 担当部課

福祉部福祉推進課



22 福福送第 990 号
令和 4 年 9 月 30 日

総務部長 殿

福祉部長

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について（依頼）

江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項及び第 13 条第 2 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

記

1 諮問事項

住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対する電力・ガス食料品等価格高騰緊急支援給付金事業に係る外部委託及び外部提供について

2 諮問理由

住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対する電力・ガス食料品等価格高騰緊急支援給付金事業（以下「給付金事業」という。）（※）を実施するに当たり、対象者の抽出、申請書の送付等、支給に係る業務には、電子計算組織で個人情報を取り扱う業務の処理が含まれ、当該業務を民間事業者へ委託することが江戸川区個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 14 条第 3 項に規定する外部委託に該当し、施設等入所者の個人情報を施設所在市区町村及び入所施設等に送付することが、条例第 13 条第 2 項第 4 号に規定する外部提供に該当するため

※ 事業の概要は、別紙のとおり

3 実施目的

物価・賃金・生活総合対策として、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対して、臨時的な措置として給付金事業が実施されることとなった。

これを受け、江戸川区（以下「区」という。）においても給付金事業を実施することとなったが、対象者の抽出、確認書・申請書の発送、書類審査など大量の事務が短期間に発生することが予想されることから、専門的な知識及びノウハウのある民間事業者へ外部委託し、また、施設等入所者の申請を支援するために施設所在市区町村へ連絡票等を送付又は入所施設等を通じて支給案内及び確認書を送付することで、迅速かつ適切な給付を可能とし、もって区民の福祉の向上を図ることを目的とする。

なお、新型コロナウイルス感染症及び経済状況の変動により、今後も国の決定により、住民税非課税世帯等を対象とした同様の給付金事業の発生が予想される。給付金に係る業務は緊急性が高いものであるため、今後、国が決定する住民税非課税世帯等に対

する給付金事業における外部委託及び外部提供については、本諮問における安全管理基準を低下させずに実施する場合に限り、あらためて江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会の意見を聴く必要はないものとするを今回併せて諮問することとする。

4 実施時期（予定）

令和4年10月 審査会の答申を踏まえ、委託事業者を選定し契約締結業務開始後、随時外部委託及び外部提供を行う。

5 担当部課

福祉部福祉推進課

6 外部委託に係る業務の内容及び個人情報の保護対策

項 目	内 容
業務の内容	<p>委託事業者は以下の業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象者抽出業務 住民記録システム及び課税システムから対象者情報を抽出し、送付対象者データを作成する。 2 その他審査等業務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 必要書類の作成・印刷・送付 送付対象者データを基に対象者情報を印刷した確認書、申請書、お知らせ等を作成・印刷し、封入封かん及び発送する。 (2) 確認書・申請書の受付 郵送申請による確認書・申請書を受け取り、管理台帳に受取の記録をする。 (3) 審査業務 確認書・申請書の記載事項の内容を審査し、不備がある場合は、不備通知を作成し、封入封かん及び発送する。 なお、その状況を管理台帳に記録する。 (4) 支給対象者リストの作成 審査の結果、支給対象となった者の振込先口座振替データを作成し、振込先一覧（紙媒体・データ）とともに、区へ提出する。 (5) 決定通知の送付 支給対象者へ支給決定通知を送付する。 (6) コールセンターの設置 制度説明、確認書・申請書の再発行・再送付、受付書類の処理状況の回答など、給付金事業に係る問合せに対応する。 (7) 業務の実施状況の報告 業務の実施状況について適宜、区へ報告書を提出し報告する。
運用体制	<p>管理責任者 福祉部福祉推進課長（以下「福祉推進課長」という。） 運用担当者 福祉部福祉推進課庶務係長（以下「福祉推進課庶務係長」という。）</p>

履行場所	<p>1 対象者抽出業務 江戸川区役所</p> <p>2 その他審査等業務 区指定の場所又は委託事業者の事業所</p>
対象者	<p>1 令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯</p> <p>2 令和4年1月から12月の家計急変世帯</p>
情報の内容	<p>1 対象者抽出業務 世帯番号、宛名番号、氏名、住所（転出先及び前住所含む。）性別、生年月日、続柄、生活保護・支援給付受給状況（開始日、停止日、停止解除日、廃止日）、施設入退所等の情報（入所等年月日、区分、子である児童、退所等年月日、施設徴収金階層区分等）、世帯構成人数、家族識別コード、転出区分、異動事由コード、宛名区分コード、消除区分コード、税務情報、死亡等区分、社会福祉施設等区分、交付決定日</p> <p>2 その他審査等業務 世帯番号、宛名番号、氏名、住所（転出先及び前住所含む。）、性別、生年月日、続柄、家族識別コード、消除区分、宛名区分、異動事由、異動年月日、世帯主宛名番号及び氏名、DV対象者区分、住定事由、住定年月日、住民年月日、消除年月日、税務情報、振込先口座情報、電話番号、給付金支給状況、問合せ内容</p> <p>3 委託処理予定件数 約9万世帯</p>
管理責任体制	<p>保護管理責任者 福祉推進課長</p> <p>保護管理事務取扱者 福祉推進課庶務係長</p>
外部委託に係る対策	<p>1 委託候補事業者 （1）対象者抽出業務 法人名 日立システムズ 代表者 柴原 節男 所在地 東京都品川区大崎一丁目2番1号 大崎フロントタワー</p> <p>※ 現時点で予定している事業者は、情報マネジメントシステム認定センターが運用する ISMS 適合性評価制度における ISMS 認証及び一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークの使用許諾を取得している。</p> <p>（2）その他審査等業務 検討中</p> <p>2 委託契約における規定 （1）委託事業者に対し、条例、江戸川区個人情報保護条例施行規則（以下「規則」という。）、個人情報保護に関する特約条項等の遵守を義務付けるとともに、業務従事者に対する秘密保持義務を当</p>

	<p>該契約書に明記する。</p> <p>(2) 江戸川区情報セキュリティポリシー第3章「江戸川区情報管理安全対策基準 11. 業務委託と外部サービスの利用」に規定する契約項目のうち、当該業務に必要なセキュリティ要件を当該契約書に明記する。</p> <p>3 委託事業者の選定基準</p> <p>(1) 業務従事者に対して、個人情報に関する研修等を行い、個人情報の取扱いを適正に行うよう努めていること。</p> <p>(2) 情報マネジメントシステム認定センターが運用する ISMS 適合性評価制度における ISMS 認証又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークの使用許諾を取得している事業者であること。</p> <p>(3) 4 に掲げる個人情報の保護に必要な対策が講じられていること。</p> <p>4 委託業務に係る個人情報保護対策</p> <p>(1) 区が提供したデータ等の当該委託業務の履行に必要な一切の情報について外部に漏えいすることがないように、厳重な措置を講じた上で業務を遂行すること。</p> <p>(2) 条例等に基づき、個人情報の適正な管理及び保護を図るための措置を講ずること。</p> <p>(3) 業務従事者の名簿をあらかじめ提出すること。</p> <p>(4) 作業室、執務室等へ入退室ができる者を限定し、入退室について適正に管理すること。</p> <p>(5) 事故、災害又はトラブルに対応できる体制及び手順を整えること。</p> <p>(6) 事故等の発生並びに個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合には、直ちに区に報告するとともに、今後の対応について協議すること。</p> <p>(7) 区の必要に応じ、区職員による現場査察を受け入れること。</p> <p>(8) 契約終了後、区から貸与された資料の返却及び消去報告をすること。</p> <p>(9) 個人情報保護及び情報セキュリティ対策については、契約期間中のみならず、準備期間中及び契約終了後においても、同様の取扱いとすること。</p>
<p>実施機関の対策</p>	<p>1 物理的セキュリティ対策</p> <p>(1) 住民記録システム及び課税システムで扱う全てのデータは、データセンタ（iDC）に設置したサーバにて管理する。</p> <p>(2) 個人情報の電算処理を行う機器は、盗難等を防ぐため、セキュリティワイヤーにより所定のデスクに固定する。</p> <p>(3) 個人情報を保管する執務室等へ入室できる者を限定し、入退室について適正に管理する。</p>

	<p>2 人的セキュリティ対策 保護管理責任者は、職員及び委託事業者に対し、条例、規則、情報セキュリティポリシー等を遵守させることを徹底する。</p> <p>3 運用上のセキュリティ対策</p> <p>(1) 区で保管する電子媒体及び紙媒体は、施錠管理のできるキャビネットに保管し、キャビネットの鍵は保護管理責任者の指定する職員が管理する。</p> <p>(2) 委託事業者で行う作業手順について、委託事業者から事前に具体的な説明を受け、工程について不備がないか点検を行う。</p> <p>(3) 事故等の発生時は、委託事業者から直ちに電話等により区が報告を受け、必要な措置を講ずる。</p> <p>(4) 個人情報を含む紙媒体は鍵付きケースに収納し、電子媒体は暗号化の上、区職員と委託事業者が直接受渡しを行うものとし、日付、担当者名、情報媒体種別、数量その他必要な事項を受払簿に記録する。</p>
--	---

7 外部提供に係る個人情報の保護対策

項 目	内 容
対象者	虐待等による措置等を受けている者（入所施設等に住民票を移していない場合）
情報の内容	<p>1 施設所在市区町村 氏名、住所、性別、生年月日、入所等年月日、同一施設の親子等情報</p> <p>2 入所施設等 氏名、住所、口座情報、税務情報</p>
提供の方法	支給案内及び確認書を送付する。
提供先	施設所在市区町村、入所施設等
保護対策	<p>提供先には、提供した個人情報について、以下の内容を遵守させる。</p> <p>1 目的外利用の禁止</p> <p>2 厳重な保管及び管理</p> <p>3 適正な廃棄</p> <p>4 職員に対する秘密保持に係る対策</p> <p>5 紛失、漏えい等の事故発生時の区への報告</p>
管理責任体制	<p>保護管理責任者 福祉推進課長</p> <p>保護管理事務取扱者 福祉推進課庶務係長</p>

電力・ガス食料品等価格高騰緊急支援給付金事業の概要

1 給付対象

給付対象は以下のとおり。

対象者	所得要件
(1) 令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯(住民税非課税世帯)	同一世帯に属する者が、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による令和4年度分の住民税均等割が課されていない者は区の条例で定めるところにより住民税均等割を免除された者である世帯
(2) 令和4年1月から令和4年12月の家計急変世帯(家計急変世帯)	上記に該当する者以外の世帯のうち、予期せず令和4年1月から令和4年12月までの家計が急変し、令和4年度における住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯(同一の世帯に属する者のうち令和4年度分の住民税均等割が課されているもの全員のそれぞれの1年間の収入見込額が、住民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯)

※ (1)及び(2)に関わらず、住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯及び租税条約による免除の適用の届出によって住民税均等割が課されていない者を含む世帯は、支給要件を満たさないものとする。

2 給付実施自治体

(1) 住民税非課税世帯

基準日(令和4年9月30日)時点で住民基本台帳に記録されている区市町村

(2) 家計急変世帯

申請時点の住所区市町村

※ DV等避難者、虐待等による児童福祉法等の措置入所者等で、現在の居住地(措置先)に住民票を移していない場合には、居住地区市町村・施設所在区市町村等における給付対象となる。

※ 基準日以前に、住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの区市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日から初めて居住区市町村の住民基本台帳に記録されたときは、当該居住区市町村において申請・給付対象者となる。

3 給付額

給付対象1世帯につき5万円とする。

4 給付開始日及び給付申請期限

開始日: 区長が別に定める日

申請期限: 令和5年1月31日

5 申請方式

(1) 住民税非課税世帯（プッシュ型）

区より送付された、口座情報などが記載された確認書にチェックを入れ返送する。

(2) 家計急変世帯（要申請）

申請書及び令和4年1月から令和4年12月までの間の、1年間の収入見込額の基礎となる任意の1か月の収入額が確認できる書類を郵送する。

6 給付方式

口座振替で給付する。ただし、これにより難しい場合は現金で給付する。